

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構  
観光アンケートシステム構築業務

仕 様 書

**1 業務名**

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）観光アンケートシステム構築業務

**2 目的**

機構では、徳島県東部圏域を訪れる観光客の受入体制の強化を図るため、観光客に対して、観光消費額、リピーター率、満足度等を把握するための観光アンケート調査を実施している。本業務では、当該調査における調査票回収率のさらなる向上と、調査に協力いただく施設等の負担軽減を図るため、従来まで紙媒体のみで行っていた調査を、スマートフォンやタブレット端末等でも実施できるようにするシステムを構築する事業者を募集する。

**3 業務の内容**

- (1) 観光アンケート調査（対面調査／留置き調査の両方を想定）にスマートフォンやタブレット端末等で回答できるシステムの開発
- (2) インバウンド観光客から回答してもらうための多言語（英語、韓国語、簡体語、繁体語）に対応したシステムの開発
- (3) 機構が本年11月に実施を予定する観光アンケート調査（対面調査）において当該システムを使用できるようにすること。
- (4) 観光客からの視認性と調査票回収率を高めるためのチラシ・POPのデザイン・制作

**4 委託料上限額**

2,000千円（消費税及び地方消費税含む）

※業務実施に必要な調査費・通信費・交通費等の諸経費を含む。

※消費税及び地方消費税は、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

**5 委託期間**

契約締結日から令和元年12月25日（水）までとする。

**6 成果品**

- (1) システム利用マニュアル（1部）

- (2) POP (20部)
- (3) チラシ (2,000部)

## 7 委託事業完了報告書等の提出

令和元年12月25日(水)までに、次の報告書を提出すること。

- (1) 委託事業完了報告書 1部
- (2) その他関係資料及び電子データ 1式

## 8 委託費の額の確定

機構は、上記7により提出された委託事業完了報告書について、審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者へ通知するものとする。

## 9 事業の変更・中止

- (1) 事業内容については、委託先決定後、機構と受託者が協議を行い、内容、仕様及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。
- (2) 契約書、仕様書及び事業実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、機構と受託者が協議の上、決定することとする。

## 10 一般的留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 業務を遂行するうえで必要な資料等は、取材等により受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

## 11 その他事項

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、所有権等、その他の一切の権利は発注者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下、「権利留保分」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、発注者は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は、発注者が自由に二次使用(加工、ホームページへの掲載等)できるものとする。
- (3) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となつて

いるものを使用した結果生じた責任については，受託者が負うものとする。

(4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類，またその内容について，発注者の許可なく譲渡，公開をしてはならない。

(5) 本業務仕様書に定めのない事項については，機構と協議するものとする。

以 上